

基監発 1008 第 1 号

平成 27 年 10 月 8 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士の懲戒処分について

標記について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 2 第 1 項及び同法第 25 条の 3 の規定に基づき、下記の者に対し懲戒処分を行ったので通知します。

記

1 氏名	小玉 克彦（こだま かつひこ）
生年月日	昭和 33 年 3 月 10 日
住所	大阪府大阪市生野区新今里 1-16-6-101
登録番号	第 2 7 9 9 0 1 5 5 号

2 処分の内容

失格処分（平成 27 年 10 月 5 日）

3 懲戒処分の原因となる事実

社会保険労務士小玉克彦は、実際には自らと雇用関係にない株式会社月桂舎に平成 24 年 9 月 1 日から雇用され、また、同社を平成 25 年 3 月 20 日に離職したように偽装し、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）、雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）及び

雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成した上で、当該資格取得届、資格喪失届及び離職証明書を大阪東公共職業安定所長に提出し、不正に、基本手当（150日分、合計1,011,108円）を受給したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成」を行ったとき及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

基監発 1008 第 2 号
平成 27 年 10 月 8 日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士の懲戒処分について

標記について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 2 第 1 項及び同法第 25 条の 3 の規定に基づき、下記の者に対し懲戒処分を行ったので通知します。

記

- 氏名 小玉 克彦（こだま かつひこ）
生年月日 昭和 33 年 3 月 10 日
住 所 大阪府大阪市生野区新今里 1-16-6-101
登録番号 第 2 7 9 9 0 1 5 5 号
- 処分の内容
失格処分（平成 27 年 10 月 5 日）
（別添「社会保険労務士懲戒処分通知書」（写）のとおり。）



厚生労働省発基 0930 第 3 号
平成 27 年 9 月 30 日

大阪府大阪市生野区新今里 1-16-6-101
小玉 克彦 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



社会保険労務士懲戒処分通知書

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 2 第 1 項及び同法第 25 条の 3 の規定に基づき、あなたを下記の理由により、この通知を受け取った日に失格処分とする。

記

あなたは、実際には自らと雇用関係にない株式会社月桂舎に平成 24 年 9 月 1 日から雇用され、また、同社を平成 25 年 3 月 20 日に離職したように偽装し、虚偽の雇用保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）、雇用保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）及び雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）を作成した上で、当該資格取得届、資格喪失届及び離職証明書を大阪東公共職業安定所長に提出し、不正に、基本手当（150 日分、合計 1,011,108 円）を受給したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の 2 第 1 項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成」を行ったとき及び同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。

（教示事項）

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、提起することができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。